

## 差別や偏見をなくし、お互いの人権を大切にする地域社会を創りましょう

国の誤った隔離政策は、ハンセン病回復者とその家族に、はかりしれない苦痛と苦難をあたえ、私たちの中に、病気への差別と偏見を強く植えつけました。

ハンセン病回復者や家族が受けた人権侵害が、今もなお次々と明らかになっています。

私たちの無関心と差別意識が、ハンセン病回復者と家族が受ける差別や偏見を、長年にわたり支え続けてきました。私たちはこの事実を重く受け止め、今後に生かさなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、感染者や家族、医療関係者などへの「コロナ差別」が起こったことは記憶に新しいところです。どんな病気であっても、どんな障害があっても、その人や家族などの人権は、守られなくてはなりません。

### ハンセン病回復者の声（奈良県出身80代男性）

私たちは、ハンセン病という病気で、偏見・差別を受けてきました。そんな中で、障がい者やあらゆる病気に対して、社会の邪魔者でなく、社会の一員として、助け合いながら生活できる社会であってほしいと思っています。

二度と同じ過ちをくり返さないためにも、私たち一人ひとりが正しい知識と理解を持って、差別と偏見をなくし、ハンセン病回復者と家族が安心して暮らすことができる、お互いの人権を大切にする地域社会を創りましょう。



架け橋美術展交流会



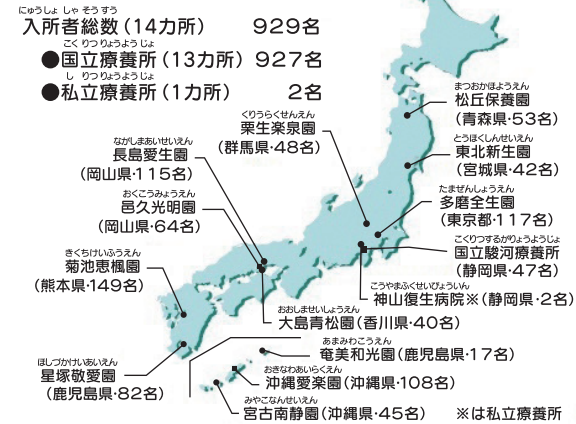
邑久光明園での交流

奈良県では、県をはじめ、自治体、学校、さまざまな団体などが、療養所の入所者を含め、回復者の方々と交流を続けてきました。

これからも、より多くの方がハンセン病問題に関心を持ち、回復者の方々と故郷をつなぐ活動に、理解と支援が必要です。

### 全国のハンセン病療養所

(2022年5月1日現在)



#### 表紙写真

長島愛生園の桜並木  
(差別をなくす奈良県宗教者連帯会議が植樹)  
写真提供 長島愛生園 石田雅男さん

#### 協力

架け橋 長島・奈良を結ぶ会

#### 引用資料

厚生労働省 バンフレット「ハンセン病の向こう側」  
国立感染症研究所 ホームページ  
奈良県パンフレット  
「ハンセン病で苦しんでいる人たちのことを知っていますか」  
奈良県教育委員会 ハンセン病問題学習教材「心の架け橋」

### 人権相談

- 各市町村の相談窓口
- なら人権相談ネットワーク事務局(奈良県文化・教育・くらし創造部人権施策課) **tel** 0742-27-8726 **fax** 0742-27-8721
- 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 **tel** 0744-22-9611 **fax** 0744-22-9711

発行：奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

〒634-0061 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 tel 0744-22-9611 fax 0744-22-9711

法務省委託事業

# ハンセン病問題について いっしょに考えましょう

## 私たちにできること



奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会



## ハンセン病は、「らい菌」による感染症（病気）です 感染しても発病することはまれで、薬による治療で治ります

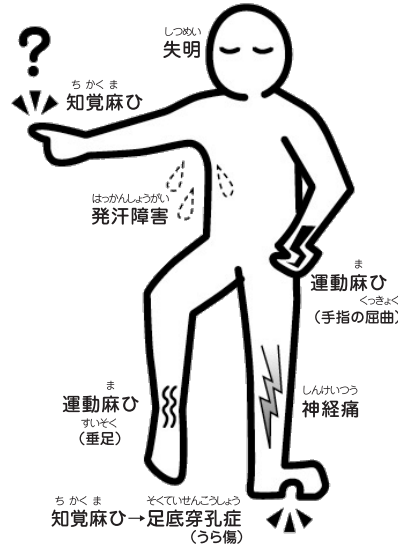
ハンセン病は、かつては「らい」「らい病」と呼ばれていました。現在は「らい菌」を発見した医師の名前をとって、「ハンセン病」と呼ばれています。<sup>①</sup>

発病には免疫力や衛生状態、栄養状態などが関係し、日本では感染しても発病することはほぼありません。ハンセン病療養所の入所者や社会復帰者は完全に治っています。

発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったり、皮ふに病的な変化が起こったりします。治療法がない時代は、体の一部が変形するなど後遺症が残ることがありました。

1943年に「プロミン」という治療薬ができ、治る病気となりました。<sup>⑤</sup>今はさらに新しい薬が開発され、複数の薬を組み合わせる治療する方法がとられています。

近年、日本でのハンセン病発病はほとんどありません。



## 国の「強制隔離政策」や「無らい県運動」が ハンセン病患者や家族に対する、差別や偏見を強めました

ハンセン病は昔から世界中にあった病気で、後遺症による外見の変形などから差別や偏見の対象にされました。遺伝病とされたこともあり、19世紀末には恐ろしい伝染病と考えられるようになりました。

国は、明治時代以降、国策としてハンセン病患者の隔離を始めました。「らい予防法」などを定め、すべてのハンセン病患者を強制的に療養所に入所させ、生涯そこから出られないようにしました。<sup>② ④</sup>

さらに、全国で「無らい県運動」が展開され、<sup>③ ⑥</sup> 奈良県をふくむ都道府県が患者を見つけ出し、療養所に入所させました。その患者の情報を提供したのは、市町村や地域住民でした。国、地方自治体、住民が一体となって、自分たちの故郷からハンセン病患者を療養所に送り込んだのです。

戦後、ハンセン病は治る病気になり、全国の療養所の入所者たちは、法律の改正を要求しました。しかし、国は、新たに「らい予防法」<sup>⑦</sup>を制定し、強制隔離政策を続けました。



てんいち先生 ひかりちゃん

患者が人里離れた療養所に送られたり、家が徹底的に消毒されたりする様子を見て、私たちは、ハンセン病を「怖い病気」と思いこみ、差別や偏見を強めてしまったんだ。

## ハンセン病問題に関連するできごと

- 1873 明治 6 ノルウェーの医師ハンセンが「らい菌」発見 <sup>①</sup>
- 1897 明治 30 第1回国際らい会議で伝染病であると承認
- 1907 明治 40 「らい予防二関スル件」制定 <sup>②</sup>

1930年頃～ 「無らい県運動」<sup>③</sup>

- 1931 昭和 6 「らい予防法」制定 <sup>④</sup>
- 1943 昭和 18 アメリカで治療薬プロミンの効果が発表 <sup>⑤</sup>

1946 昭和 21 日本国憲法公布 翌1947年施行

1948 昭和 23 優生保護法の対象にハンセン病も加わり、それまでも行われていた入所者の断種手術が合法化、強制されました

第2次「無らい県運動」<sup>⑥</sup> ～ 1960年頃

- 1953 昭和 28 「らい予防法」制定 <sup>⑦</sup>

世界ではハンセン病患者の隔離廃止が進められました

- 1988 昭和 63 邑久長島大橋が開通

16年間の運動を経て、岡山県の長島に橋が開通しました。隔離からの解放を象徴する「人間回復の橋」です。



- 1991 平成 3 全国ハンセン病患者協議会が「らい予防法」改正要請書を厚生省へ提出

- 1996 平成 8 「らい予防法」廃止 <sup>⑧</sup>

- 1998 平成 10 療養所の入所者らが、強制隔離政策で人権侵害を受けたとして国に賠償を求めて提訴

- 2001 平成 13 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」入所者ら勝訴 <sup>⑨</sup>

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 <sup>⑩</sup>

- 2003 平成 15 ホテルが療養所入所者の宿泊を拒否。入所者に対してひぼう中傷があびせられました <sup>⑪</sup>

- 2005 平成 17 全国の療養所を巡って検証会議が行われ、被害の実態が明らかになりました

- 2008 平成 20 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 <sup>⑫</sup>

- 2016 平成 28 ハンセン病家族が、強制隔離政策によって家族も被害を受けたとして国に賠償と謝罪を求めて提訴

- 2019 令和 元 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」家族が勝訴 <sup>⑬</sup>

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」制定 <sup>⑭</sup>

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」改正 <sup>⑮</sup>

## ハンセン病患者とその家族は、人生を奪われ、長い間、苦しんできました

療養所の入所者たちは、さまざまな人権侵害を受けました。親やきょうだい、子どもと一緒に暮らすことができず、差別を恐れて、本名を名乗れず、戸籍を抜かなくてはなりません。結婚の条件として断種や墮胎が強制され、子どもを持つことが許されませんでした。一生療養所から出て暮らすことができず、亡くなっても故郷のお墓に入れてもらえませんでした。

残された患者の家族も、近所づきあいから疎外されたり、引越越しを余儀なくされたり、結婚や就職、進学など、人生のさまざまな場面で、差別や偏見に苦しみました。

### ハンセン病療養所入所者の家族の声

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の目の前で、雪が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消毒されました。その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。……

## ハンセン病問題は終わっていません

1996年、ようやく「らい予防法」が廃止されました。<sup>⑧</sup>療養所の入所者、患者家族が起こした国家賠償訴訟で、隔離政策が、患者と家族の人生に重大な被害を与えたとする判決が出され、国の責任が認められました。<sup>⑨ ⑬</sup> 国は患者と家族に謝罪し、被害回復と差別解消の対策を進めました。<sup>⑩ ⑫ ⑭ ⑮</sup>

しかし、ハンセン病問題は終わったわけではありません。

私たちの社会には、今も、ハンセン病回復者と家族に対する偏見や差別が根強く残っています。<sup>⑪</sup>

そのため、法律が廃止されても、差別を恐れて故郷に帰れず、肉親との再会がはたせない人がいます。家族は、今も、患者の家族であると周りに知られることを不安に思っています。社会復帰された回復者の多くが病歴を隠し、家族にすら病気のことを話せない人もいます。

また、ハンセン病回復者は高齢化が進んでいて、医療や介護が必要になっています。療養所でも、地域社会でも、ハンセン病の後遺症などに配慮された十分な医療や介護を、安心して受けられるようにすることが課題になっています。